

尼崎市障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第4期）素案に係る
市民意見公募手続の結果等について

1 実施期間

平成27年2月2日（月）～平成27年2月22日（日）

2 実施結果

①意見数 73人 309件

②意見の概要と市の考え方

寄せられた意見については、次のとおり分類し、公表する。

「意見を反映した」	1件
「意見を参考とする」	4件
「すでに盛り込み済み」	88件
「その他」	180件
「今回の意見公募の対象としていないもの」	36件

3 公表について

市民意見公募手続の結果については、平成27年5月1日より、障害福祉課、市政情報センター、各支所地域振興センター、阪急塚口サービスセンター、園田東会館及び中央・北図書館において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載しています。

以上

◎パブリックコメント募集結果一覧表

○ 意見総数 309件

章・項目別意見	総数 ①～⑤	反映した ①	参考とする ②	盛り込み済 ③	その他 ④	対象外 ⑤
第5章(障害者計画)に関する意見	211	1	2	79	129	0
基本施策1 「保健・医療」	42	0	0	10	32	0
基本施策2 「福祉サービス・相談支援」	40	0	0	15	25	0
基本施策3 「療育・教育」	27	1	1	9	16	0
基本施策4 「雇用・就労」	16	0	0	5	11	0
基本施策5 「生活環境、移動・交通」	27	0	1	18	8	0
基本施策6 「スポーツ・文化、社会参加活動」	5	0	0	1	4	0
基本施策7 「安全・安心」	31	0	0	13	18	0
基本施策8 「情報、啓発・差別の解消」	14	0	0	5	9	0
基本施策9 「権利擁護、行政サービス等における配慮」	9	0	0	3	6	0
第6章(障害福祉計画)に関する意見	31	0	2	3	26	0
その他本計画に関する意見	31	0	0	6	25	0
今回の意見公募の対象としていないもの	36	0	0	0	0	36
合計	309	1	4	88	180	36

【参考】第5章・6章において、特に多かった意見（※同趣旨の意見を集約したものに限る）

- ① 精神科病院の市内への整備： 14件（No.6「その他」）
- ② グループホームの整備促進： 12件（No.81「すでに盛り込み済み」）
- ③ 福祉の総合窓口の設置： 7件（No.17「すでに盛り込み済み」）
- ④ 災害時における支援体制の充実： 7件（No.105「その他」）
- ⑤ 障害福祉計画におけるサービス見込量等の見直し： 7件（No.138「その他」）

尼崎市障害者計画(第3期)・障害福祉計画(第4期)素案に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
【障害者計画(第5章、基本施策1「保健・医療」に関すること)】			
1	精神疾患があるため入院等を断られるなど、医療現場において障害に対する理解と配慮が不足していると考えられる。障害のある人が差別されることなく、医療を受けることができるよう、医療現場における理解の促進や体制の充実に取り組んでほしい。	6	【すでに盛り込み済み】 医療機関は医療を受ける者に対し、良質な医療の提供をするよう努めることが求められていることを踏まえて、本市においてもできる限り機会を捉え、医療機関に対して理解の促進や体制の充実に図っていただくよう情報提供等に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策1(1)②「地域の医療体制等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
2	基本施策1のタイトルを「保健・医療・福祉」として下さい。精神障害のある人の入院から、退院(地域移行)を推進するには、地域との連携が必須になるため、地縁関係(社協・民生委員・社会福祉団体)とも密接な連携を取らなければ、社会復帰は見込めないと考えています。	1	【すでに盛り込み済み】 地域移行支援の推進にあたっては、医療機関や事業所、関係機関との連携のほか、地域の方々のご理解やご協力も重要であると考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第4章3、重点課題1に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
3	基本施策1「保健・医療」における市の課題として、身体障害のある児童との関わりのなかでは、教育委員会とも連携を取れる体制を整えて下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 障害のある子どもの療育や支援、教育委員会を含む関係機関との連携については、計画素案の第5章、基本施策3「療育・教育」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
4	基本施策1(4)「障害の原因となる疾病の予防・支援等」について、乳幼児期から児童期にかけた健診には、発達障害のある子どもへの支援も取り入れることで、予防的措置が取れると考えます。	1	【すでに盛り込み済み】 本市では、乳幼児健康診査等を実施し、発達の遅れや障害が疑われる子どもに対しては、専門相談など適切な支援に取り組んでいます。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策1(4)①「早期発見・早期支援の推進」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
5	市外の精神科の病院に入院していると、医療と生活支援のバランスが悪く、福祉課に相談しても、一体的ではありません。他市の医療機関との情報共有の仕組みを作っていただきたいと思っております。	1	【すでに盛り込み済み】 地域移行支援の推進にあたっては、医療機関で開催される退院促進委員会等への参加を働きかけるなど、情報の共有に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策1(2)①「医療・相談支援の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
6	「県立尼崎総合医療センター」へ精神科を開設することや、市内に休日、夜間の対応も可能な精神科病院を整備するなど、精神科救急体制の充実に努めてほしい。	14	【その他】 本市としましても、初期救急を含む精神科救急の問題は重要と考えておりますが、本市は極めて厳しい財政状況であるため、市単独で精神科病院を整備することは困難です。また、現時点において、県立尼崎総合医療センターでは、「精神科は標榜するが外来は設置せず、入院患者への対応や他診療科目の医師からの相談対応業務を行う予定であり、精神科初期救急は行わない」とされており、開院時点における「精神科救急体制」の整備は困難と思われる。そのため、本市においては、現行の精神科救急制度や医療機能を十分に活用しながら対応に努めてまいります。なお、いただいたご意見の趣旨については、引き続き、兵庫県及び関連機関と協議してまいります。
7	障害者(児)の医療やリハビリを専門に実施する施設を市内に設置していただけるよう、障害者計画に盛り込んでほしい。	3	【その他】 本市における医療及びリハビリテーション体制の充実については、引き続き、医療機関との連携等により取り組んでまいります。なお、いただいたご意見の趣旨につきましては、第5章、基本施策1「保健・医療」の「市民の声」に新たに盛り込んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
8	自立支援医療や後期高齢者医療にかかる自己負担額やその軽減率の違いなど、公的医療費助成制度の実施にあたっては、各制度の内容等について十分な説明をしてほしい。	3	【その他】 いただいたご意見も踏まえ、引き続き、公的医療費助成制度の周知を図るとともに、利用者に対して、自己負担額など制度内容の十分な説明に努めてまいります。
9	障害のある人が入院する際、安心して医療を受けることができるよう、ヘルパー等の「付き添い」サービスや補助制度を設けてください。	3	【その他】 入院中におけるヘルパー等の付き添いについては、自立支援給付による報酬の算定はできないこととなっております。また、本市は極めて厳しい財政状況であるため、ご意見にある補助制度を市単独で実施することは困難です。なお、入院時のヘルパー派遣のニーズに対応できる制度設計を行うよう、引き続き、国に要望してまいります。
10	精神障害のある人を対象とした生活相談や、地域の保健師による訪問指導など、適正な医療を受けるために、保健所が軸となって支援をしてほしい。	3	【その他】 保健所において各種相談事業に取り組むとともに、地域保健担当において、必要に応じ個別に相談対応を行っています。また、治療中断の人やひきこもりなどが原因で治療を受けられない方に対しては、訪問を実施するなどして適切な治療につなげてまいります。
11	難病の方と保健所が年2回、交流会を設けていますが、事業所に対する啓発のためにも、毎月学習会を行うようにすれば、事業所もより適正な関わりが持てると考えます。	1	【その他】 難病医療相談会や交流会については、尼崎市難病団体連絡協議会に委託し、互いに連携しながら実施しています。難病患者に対する医療費助成や障害福祉サービス等の対象疾患が見直されている中、より一層の周知を図るなど効果的な事業実施に向けて取り組んでまいります。
12	基本施策1(3)「難病等に対する施策」について、難病などについては、当事者のピアカウンセリングが必要だと思います。保健所に事務所を設けて、いつでも連携を取れるよう企画して下さい。	1	【その他】 難病患者やその家族等の日常生活における不安の解消や精神的負担の軽減を図るため、難病相談会や交流会を開催するとともに、ピアカウンセリングの実施に向けて取り組むこととしています。いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
13	長期入院をしている方にも「手帳」を所持していない方がいます。手帳の発行には「医師の意見書」が必要なのですが、文書料金が高額のため、支払えない方もいます。こういった方々への充足等ができるか検討して下さい。	1	【その他】 本市は極めて厳しい財政状況のため、障害者手帳の申請に必要な医師の意見書にかかる費用助成制度を設けることは困難ですが、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
14	過去に理学療法士の訓練を受けたが、すぐに担当が変わることが多く、当事者の状況等をしっかりと知ってもらえていない。身体障害者福祉センターという良い訓練の場があるのにもったいないと思う。ドクターや理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職のほか、市の職員も常駐していただき、一連の流れをつくってほしい。	1	【その他】 尼崎市身体障害者福祉センターは、市内の心身障害者福祉の中核的施設として、障害のある人の社会参加促進に向けたサービスを総合的に提供しています。そのうち、センター独自事業として、理学療法士や作業療法士が整形外科医の指示のもとに機能訓練を実施するとともに、補装具・自助具の使用法の助言や、家族や介助者に対して、各個人の身体状況にあわせた介助方法の相談などを行っています。いただいたご意見も踏まえ、引き続き、当該センターの安定的かつ効果的な運営に取り組んでまいります。
15	救急対応時に関して、精神障害のある人に対して119ダイヤルに自殺への対応を組み込んで下さい。	1	【その他】 119番は緊急通報用の電話番号であるため、自殺防止対策や心の健康相談などの電話相談を組み込むことはできませんが、精神障害のある人からの通報において、緊急の対応が必要ない場合には、『保健所健康増進課：06-4869-3053(昼間)』又は『兵庫県のちと心のサポートダイヤル：078-382-3566(休日夜間)』をご案内するなどの対応に努めています。
16	震災に遭った障害のある人が、PTSDなどで苦しんでいます。医師にかかろうとしても、低所得者には経済的な負担が大きいため、補助金を認めて下さい。	1	【その他】 いただいたご意見のケースについては、自立支援医療の精神通院医療が対象となることも想定されますので、ご相談ください。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
【障害者計画(第5章、基本施策2「福祉サービス、相談支援」)に関すること】			
17	障害福祉の分野と保健の分野(精神や難病など)の窓口を統合するなどし、尼崎市に「福祉総合窓口」を設置してほしい。	7	【すでに盛り込み済み】 本市においても、地域における相談支援ニーズが多様化する中、相談支援体制の充実と重層化、また、保健・福祉にかかる各組織が一体的かつ密接な連携のもとで対応できる「基幹型の総合相談窓口機能の設置」に向けて取り組むこととしています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策2(2)①「地域での相談支援等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
18	障害福祉サービス等の支給決定者に作成する「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」については、平成29年度までに支給決定者全員に作成できるように、体制の整備等に取り組んでください。	3	【すでに盛り込み済み】 「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成については、本市でも喫緊の課題と考えております。そのため、公表を前提とした「障害福祉サービス等支給決定基準(ガイドライン)」を作成して、引き続き、本市の相談支援体制の強化等に取り組んでまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策2(2)③「ケアマネジメントの提供」及び第6章4(4)「相談支援」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
19	他市では相談支援事業を通じて、ご家族の意向や他事業所での様子などの情報交換ができており、支援の充実にもつながっていると思います。基本施策2「福祉サービス、相談支援」の充実はしていくべきであると考えます。	1	【すでに盛り込み済み】 本市では、委託相談支援事業所や様々な関係者で構成する自立支援協議会を開催し、地域生活における課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、地域の相談機関や関係機関の連携強化など、相談支援体制の充実に取り組むこととしています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策2(2)①「地域での相談支援等の充実」及び第6章2(2)「相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
20	ヘルパー利用をするにあたり、ヘルパー事業所に丸投げをするのではなく、市役所が説明をするべきだと思います。	1	【すでに盛り込み済み】 障害福祉サービス等の利用を希望する方に対して、引き続き、十分な説明や対応に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策2(2)③「ケアマネジメントの提供」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
21	基本施策2「福祉サービス、相談支援」の「市民の声」に以下の文言を追加して下さい。 ○「親亡きあと」子どもが地域で自立した豊かな生活を送ることが出来るか心配です。施策を充実させてください。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第4章3、重点課題1に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
22	専門相談機関との連携では中核市の相応しい対応を期待しています。手帳取得には至らない色々な障害に及ぶグレーゾーンの人々の相談窓口を、連携の名のもとに丸投げにならないようお願いいたします。子どもに関わる相談は「西宮こどもセンター」、難病の相談は「県立病院」など、県の窓口で丸投げのようにならないようお願いいたします	1	【すでに盛り込み済み】 いただいたご意見も踏まえながら、計画素案の第5章、基本施策2(2)②「専門相談機関との連携」に取り組んでまいります。
23	障害のある人のQOL(生活の質)を高めるためにも、ヘルパーの役割はとても重要なものですが、現状はヘルパーの人数も少なく、実際のニーズに対応できていません。対応できるヘルパーが必要だと思います。また、看護師など各分野の専門職員がもっと必要になると思います。	1	【すでに盛り込み済み】 本市では、サービス提供事業者や利用者の増加にともない、支給実績が大幅に増加しているため、適切なサービス提供体制の確保とサービス提供事業者の質の向上を図っていくことが課題と考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策2の「市の現状と課題」及び(1)⑤「サービスの質の向上」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
24	障害のある人が地域で健康に暮らしていくために、同行援護サービスの病院内での利用や通院介護のヘルパーにかかる交通費の補助など、通院の支援策を見直してください。	5	【その他】 通院の支援策については、サービスの弾力的な運営が必要等のご意見があり、引き続き、検討が必要と考えております。また、新たなサービスを創設するためには、多額の費用を要することから、限られた予算の範囲において、優先度等を考慮しながら検討を進めてまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
25	障害のある人が障害年金を正しく受けられるようにして下さい。	1	【その他】 障害のある人の日常生活を支援するため、引き続き、年金及び諸手当の給付、各種支援・優遇措置などに関する情報提供に取り組んでまいります。なお、障害年金の認定事務における地域差の課題については、国及び日本年金機構において対応されており、精神障害・知的障害における等級判定のガイドラインとなる客観的な指標や就労状況の評価のあり方についての検討が進められています。
26	基本施策2「福祉サービス、相談支援」について、市の職員がモデルとして相談活動を行って下さい。その場合、職員としての対価ではなく、本来の報酬に準じた措置を講じて下さい。報酬が仕事量に見合うかを体験することで、心より現場の意見が活かされると思います。	1	【その他】 本市では、委託相談支援事業者のほか、市の直接の窓口である、障害福祉課、健康増進課及び6支所の地域福祉担当・地域保健担当で相談支援を行っています。また、委託相談支援事業者や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催して、障害のある人の地域生活における課題や現場の意見等について共有を図っています。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
27	基本施策2(1)③「福祉用具の利用支援等」について、福祉用具の支援については、先に厚労省が最低基準を示しています。当事者も含めた相談ができていないし、専門家との連携も取れていないことは残念です。福祉用具も都度、進化をしているので、文化的生活が営まれるように骨子に入れて下さい。	1	【その他】 障害のある人の日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進する日常生活用具の給付品目については、実施主体である市町村の判断に委ねられています。限られた予算の範囲において、優先度等を考慮しながら給付品目の選定に努めて参りたいと考えています。
28	担当職員が休みのときに対応できないことがある。個々の職員に責任を持たせ過ぎることは市民への対応の悪さに繋がるので、一人だけの責任にしないよう配慮してあげて下さい。	1	【その他】 窓口等における案件への対応については、これまでの経緯経過を踏まえるなど継続的な視点も必要であることから、各担当職員による対応が基本となりますが、職員へのサポート体制をはじめ、各案件への対応方針や判断等については、担当課など組織で取り組むべきと考えております。いただいたご意見も踏まえ、適切な組織体制や対応に努めてまいります。
29	基本施策2「福祉サービス、相談支援」 基幹型の総合相談窓口の設置を目標値ではなく、実際に1か所つくっていただいてから、話を前に進めた方がいいと思います。ただし人員としては、支援にあたる専門職の方が不足しています。まだ窓口での支援体制が整っていないことを市民に理解してもらう必要があります。	1	【その他】 より高度な知識と専門性が求められる「基幹型の総合相談窓口機能の設置」にあたっては、専門職をはじめ、人員の確保が重要と考えております。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	基本施策2「福祉サービス、相談支援」 精神保健福祉士といった専門職の存在は、当事者に広く伝わっていない現状があります。障害区分や悩みなど、どの専門が適当なのかといった情報とあわせて相談支援がスムーズにいくような発信体制をお願いします。	1	【その他】 引き続き、それぞれの障害特性に配慮したきめ細やかな相談対応に努めるなど支援体制の充実を図ってまいります。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
31	基本施策2(2)④「相談員活動の充実」について、相談員を登録制とし、情報を開示して下さい。	1	【その他】 ピアカウンセリングなどを行う障害者相談員については、兵庫県及び本市で委嘱をしています。このうち、身体・知的障害者相談員については、本市が作成する「福祉の手引き」に連絡先等を掲載していますが、精神障害者相談員については、障害当事者である相談員の心身の状況等も考慮する必要があるため、一旦、健康増進課や各支所の地域保健担当でご相談をお受けした後に、担当となる相談員をご案内させていただくこととしています。
32	サービスを行っている事業所では、資金が苦しいところも多くあります。したがって、事業所の職員の質を向上させるため研修をしたくても賃金保障の面でできない事情があります。研修手当を事業所に支給して下さい。	1	【その他】 事業所の職員にかかる研修費用については、事業主が負担すべきものと考えております。本市においては、障害福祉サービス等の事業者に対し、従事者の資質向上のための研修機会や必要な情報の提供等に取り組んでいきます。なお、事業所の安定的な運営及びサービス提供が可能となるように、サービスの利用実態等を十分に踏まえた報酬単価の見直し等を講じるよう、引き続き、国へ要望してまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
33	尼崎市要保護児童対策地域協議会において協議等を行う対象児童に、「少し気になる児童」や「何か問題があると疑われる児童」などが含まれるよう広く解釈するとともに、協議会の政策への周知を徹底することで、有効な実践活動の推進をお願いします。	1	【その他】 要保護児童対策地域協議会では、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のほか、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童とその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を支援対象者として、個々の児童等の状況に応じて、関係機関と連携して支援に努めています。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
34	65歳を超えても切れ目のない障害福祉が受けられることを明確にしてください。	1	【その他】 介護保険サービスと共通するサービスについては、介護保険サービスが優先されますが、日中活動系サービスなど障害福祉サービス特有のサービスについては、65歳以降も引き続いて、障害福祉サービスが利用できます。また、移動支援といったサービスも利用していただけます。こうしたことについては、求めに応じて介護支援専門員（ケアマネージャー）による勉強会等の場において説明を行っています。今後とも、機会を見つけて周知を図ってまいります。
35	当事者を含めた支援会議がありません。例えばヘルパー利用の時間などを行政だけで決めず、当事者代表や役員と保護者等を交えて検討し、アセスメントも職員だけでなく、当事者代表などを立ち合わせて下さい。	1	【その他】 障害福祉サービスの支給決定にあたっては、障害のある人のサービス利用意向や、その置かれた環境等を勘案して作成されるサービス等利用計画が必要となっています。本市でも今後は、この計画作成の普及促進に努めて参りますが、こうした支給決定プロセスの中で必要な支援会議が行われていくものと考えています。また、アセスメントについては、当事者の希望や必要があれば、サービス提供事業所の方その他の関係者に同席していただいています。
36	予約制で構わないので、障害種別に応じた当事者相談員を市民相談課に配備して下さい。また、相談内容の紙面も、各所の引継ぎができないため、活かされていません。当事者会で記録や引継ぎができる体制づくりが望ましく、3人以上の相談員を配備して下さい。	1	【その他】 市民相談担当では、聴覚障害で予約の電話ができない方に対して、ファックスにより相談時間の予約を受け付けるとともに、事前に相談内容を弁護士にお渡しするなどの対応を行っています。また、相談時には、障害福祉課と調整し、手話通訳者を同席させるなど一定の配慮に努めておりますが、相談者の障害の程度や相談内容等によって必要な支援も異なってまいりますので、引き続き、障害福祉課と連携を図り、対応に努めてまいります。
37	障害のある人で、低所得者には散髪券を配布して下さい。	1	【その他】 本市では、ねたきり高齢者や重度障害のある人に対して、健康管理や保健衛生の向上のため、理容・美容の出張サービスを実施しています。本市は極めて厳しい財政状況であるため、ご意見にあるとおり、低所得の障害のある人すべてに対して散髪券を配布することは困難ですが、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
38	障害者総合支援法において、個人の障害種別に応じて援助をしていく視点が欠けていると思います。これまでの個別的な援助または合理的配慮の事例を上げて下さい。	1	【その他】 障害者総合支援法の施行にあたっては、常時介護を要する障害者等に対する支援、意思決定支援の在り方その他の障害福祉サービスの在り方等について、法施行後3年を目途として検討されることとなっておりますので、今後の国の動きに注視したいと考えております。また、合理的配慮については、障害者差別解消法が施行される平成28年度に向けて、対応要領の作成が進められることとなっております。
39	サービス利用の申請にあたり、当事者がどの作業所に合うのかわからない状態で申請することは難しい。利用申請をする前に、体験できる仕組みを設けられないか。	1	【その他】 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所を利用する場合には、2か月を限度とする、暫定支給決定が行えます。サービス提供事業者からは、この暫定支給決定期間にかかるアセスメント内容、個別支援計画、支援実績訓練、就労に関する評価結果を提出していただき、その事業所の継続利用が適切かどうかを評価する仕組みとなっています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
40	障害のある人へのケアサービスに従事する事業所や施設の職員の処遇改善費用への助成制度を創設して下さい。	1	【その他】 本市は極めて厳しい財政状況であるため、現時点で市単独の助成制度を設けることは困難ですが、事業所の安定的な運営及びサービス提供が可能となるように、サービスの利用実態等を十分に踏まえた報酬単価の見直し等を講じるよう、引き続き、国へ要望してまいります。
41	基本施策2「福祉サービス、相談支援」の「市民の声」に以下の文言を追加して下さい。 ○移動支援サービスを受けるとき自宅から自宅でないを受けられないなどの実情に合わない制限を再検討してほしい。 ○65歳になると障害者サービスが介護サービスに切り替わり、支給量が大きく減少します。続けて障害福祉サービスが受けられるようにしてほしい。	1	【その他】 移動支援については、例えば学校や病院をサービスの開始とした場合に、制度として認めていない通学の迎えであったり、通院等介助としてのサービスが終了していないなど、異例な形になることから、自宅以外の開始を認めていませんが、今後は、そうした運用も含めて、移動支援の支給決定基準について検討を行っていきたいと考えています。 また、障害が生じた年齢によりサービスの支給量に違いがあるというのは、本来、適切ではないと考えますが、障害の特性やその置かれている状況等を総合的に勘案して、適切なサービス提供に努めて参りたいと考えています。
42	特定・一般などの計画相談支援などの課題が定着すれば、委託先での相談内容も大幅に変わります。福祉計画着手に先駆けて、委託そのものにも大幅な見直しが必要だと思えます。	1	【その他】 引き続き、委託相談支援事業所や福祉・保健・医療などの関係者で構成する尼崎市自立支援協議会を開催し、地域の相談支援における必要な取組や課題等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めてまいります。
43	ヘルパー育成や支援の質の向上のために、心ある事業所は運営にゆとりが持てません。市はそういう事業所を守る役目があります。	1	【その他】 障害福祉サービス等の事業者に対し、従事者の資質向上のための研修機会や必要な情報の提供等に取り組んでいきます。また、事業所の安定的な運営やサービス提供が可能となるように、サービスの利用実態等を十分に踏まえた報酬単価の見直し等を講じるよう、引き続き、国へ要望してまいります。
44	家族の入院などで短期入所を利用しているときに、移動支援などのサービスが利用できない現状があります。利用者の余暇活動が全く保障されていない現状は、改善が必要ではないかと思えます。	1	【その他】 短期入所中における余暇活動支援については、本来、短期入所事業所が行うべきものであると考えておりますが、今後、そうした運用も含めて、移動支援事業の支給決定基準について検討を行っていきたいと考えています。
【障害者計画(第5章、基本施策3「療育・教育」に関すること)】			
45	基本施策3(3)①「学校教育の中での福祉教育の推進」について、「トライやる・ウィーク」と福祉との交流の意図が分からないため、削除するか、明確に意図を記載して下さい。	1	【意見を反映した】 「トライやる・ウィーク」等による福祉施設等での体験活動によって、福祉との交流等が図れるものと考えております。ご意見を踏まえ、意図が明確となるよう修正します。
46	インクルーシブ教育の施行理念に、「できない」「欠けている」を補う訓練や療育、治療を行う方策についてのみではなく、むしろ「できること」「余りある(秀でている)」ことを育成し、その方法の実践的研究を含めて下さい。 個々のケース毎に、現況の支援環境の精査を行うとともに、本人への経過観察を踏まえた的確かつ公正な見立てを必須の前提条件とする、「唯一無二の個」という考え方に立脚した手厚い施策を求めます。	1	【意見を参考とする】 インクルーシブ教育システムを構築するにあたり、その前提となる特別支援教育においては、障害のある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくことを理念に掲げて取り組んでいます。ご意見の趣旨も踏まえながら、計画の推進に取り組んでまいります。
47	学校の先生や保護者が、心の病や障害について十分な理解ができるよう、思春期の子どもに対する理解・援助のための地域ネットワークの創設や、学校における「こころの教育」、「心のケア」の実施などを強く要望します。	3	【すでに盛り込み済み】 精神的な不安や悩みを抱える児童生徒への心のケアや支援を行うため、ご家庭やスクールカウンセラー、関係機関との連携が重要であると考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策3(3)②「教育相談の充実」に盛り込まれており、ご意見も踏まえておきますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
48	基本施策3(2)「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育」について、「小中高等学校について、療育手帳を持っていない者にも、これらの計画は適用される」と記載して下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画の「障害のある人」の定義は、障害者手帳の有無に関係なく、障害のあるすべての人を対象としているため、いただいたご意見の趣旨は盛り込まれており、ご意見も踏まえておきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
49	特別支援学校に通う軽度の発達障害の子どもに対する学力向上の支援をもっとしていただき、就労につなげて下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第4章3、重点課題2及び第5章、基本施策3(2)①「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実」、⑤「ライフサイクルに応じた支援体制の構築」、基本施策4(1)①「就労に関する支援・相談体制等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
50	発達障害の子どもたちの早期発見・早期支援に努めるため、学校や保育の先生などの研修を行うとありますが、子どもはどんどん成長していきます。先生方の成長を待っている間に、不登校や親の虐待などへつながっていくため、早急な対応をお願いします。	1	【すでに盛り込み済み】 保育士の専門性や教職員の指導力の向上を図るため、引き続き、各種研修の実施に取り組むとともに、心のケアなど学校内の教育相談体制の充実に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策3(1)②「保育の充実」及び(2)④「教職員の指導力の向上」、(3)②「教育相談の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
51	「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育」から、「尼崎市におけるインクルーシブ教育の実現」に向けて、まずは、「地域の子どもはすべて地域の公立小学校に入学する権利がある」という事を明確にさせていただき、その上で「すべての子どもが合理的配慮のある教育を受けられる権利が持てる事」を目標とする方向に進んでいただきたいと考えます。療育・教育については、各部署と教育委員会との確実な連携をお願いします。	1	【すでに盛り込み済み】 インクルーシブ教育の理念に基づき、すべての子どもに適した教育が受けられるよう取り組んでいくとともに、関係部局や機関との連携に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第4章3、重点課題2及び第5章、基本施策3「市の現状と課題」、(2)⑤「ライフサイクルに応じた支援体制の構築」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
52	軽度の子どもたちのなかには、馴染めないだけで、特別支援学校就学までの必要性を持たない子も見えました。個人の能力に即した支援、その間の教育機関のようなもの、専門家の育成設置に早急な必要性を感じます。	1	【すでに盛り込み済み】 障害のある児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実させるため、個別計画の作成・活用や教職員の指導力の向上などに取り組んでいます。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策3(2)①「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実」及び④「教職員の指導力の向上」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
53	最近、若年層の精神疾患やうつの問題が取り上げられますが、障害当事者だけでなく、取り巻くその周囲の人への啓発や環境づくりの認識を持つよう取り組む必要があると思います。	1	【すでに盛り込み済み】 本市においては、ゲートキーパーの養成目的として、スキルアップ研修等に取り組んでおります。また、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策3(3)②「教育相談の充実」及び基本施策8(2)①「理解の促進・啓発」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
54	「就学指導委員会」や「尼崎市特別支援連携協議会」等の構成員や教職員の研修等に障害当事者を加えていただき、当事者の視点を入れた教育に向けて取り組んでほしい。	5	【その他】 就学指導にあたっては、障害当事者である幼児児童の保護者から、就学先についてのご意向などを十分にお伺いして進めています。また、尼崎市特別支援連携協議会の委員については、療育、教育、福祉等の分野において、日々、障害当事者と関わりがある者で構成し、協議を行っています。なお、いただいたご意見の趣旨につきましては、第5章、基本施策3「療育・教育」の「市民の声」に追記・修正して盛り込むとともに、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
55	発達障害が疑われる事例に対し、市の機関が保護者や学校関係者に紹介する「医療機関」の選定方法を、市民からの推薦による公募にして下さい。例えば、おすすめの機関とその評価をSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）やその他で広く募るなどではどうでしょうか。	1	【その他】 行政機関が主導して、医療機関の評価等を募集・公表していくことは公平性の観点からも難しいと考えますが、いただいたご要望につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	基本施策3(2)②「適切な就学指導の推進」について、就学指導委員会を受けるにあたり、その流れや判断を画面化して、児童や保護者に配布することを義務化して下さい。	1	【その他】 児童の就学指導にあたっては、その過程や決定について十分な説明等を行い、保護者との合意形成を図ってまいります。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
57	基本施策3(2)④「教職員の指導力の向上」について、市立・県立の小中高等学校の全教職員は、各学期ごとに1回、関西国際大学との連携のなかで研修会を行うことを義務化して下さい。	1	【その他】 特定の団体等を指定した研修を義務化することはできませんが、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
58	基本施策3(2)⑤「ライフサイクルに応じた支援体制の構築」について、発達障害などの診断ができる医療機関について、各学校が校医と同じ位置付けでそれらの医療機関を指定するとともに、相談に対して必要な限り、その医療機関と連携して下さい。	1	【その他】 医療が必要な児童に対する相談や助言ができるよう、引き続き、医療機関とも連携を図ってまいります。いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
59	基本施策3「療育・教育」について、知的障害のある人が生きがいを持って暮らしていくために、どうしたのかを本人に確認することは必須だと考えています。家族からの虐待防止を含め、地域での声かけ運動や民生委員や保健師による訪問を義務化して下さい。	1	【その他】 知的障害のある人に対しては、できるだけ本人の意見を確認し、支援することが重要と考えております。いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
60	基本施策3(1)①「療育支援の充実」に記載のある「あまっこファイル」について、乳幼児健診の終わり頃か3歳児健診の際に全員に配布して、その後の教育機関への提出を義務付けるとともに、IEP(個別の指導計画)と一体化して活用して下さい。	1	【その他】 「あまっこファイル」については、誰もが使えるものとなるよう、平成27年1月より市のホームページに掲載しており、今後、その書き方や活用方法についての説明会も開催していくこととしております。引き続き、当該ファイルが教育や就労など各ライフステージをつなぐ支援ツールとして効果的なものとなるよう取り組んでまいります。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
61	基本施策3(1)③「放課後の支援」について、子どもクラブの位置付けはどうなっているのでしょうか。児童ホームは保護者が働いている児童のみが対象となるため、療育の対象とするのはおかしいのではないのでしょうか。また、子どもクラブも放課後支援の取組に入れるべきであると考えます。	1	【その他】 児童ホームについては、保護者からの希望があれば、留守家庭の障害のある子どもを受け入れており、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行っています。また、こどもクラブについては、放課後等における体験・交流活動等の場として、すべての子どもたちを対象に活用されていることから、障害のある子どもが本事業に参加する場合は、個々の状況等に配慮した対応を行っています。こどもクラブは児童ホームとは異なり、障害のある子どもが常時活動している状況ではないため、必要に応じた対応に努めているところです。
62	放課後等デイサービスの利用時間が短いため、保護者が正社員として働くことが困難な状況にあります。	1	【その他】 引き続き、放課後等デイサービスや日中一時支援の充実を図るとともに、児童ホームにおいて、留守家庭の障害のある児童を受け入れてまいります。いただきましたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
63	基本施策3(1)①「療育支援の充実」において、「専門の職員が発達相談を行い」とありますが、市役所へ相談してからそこに至るまでにとっても時間がかかります。	1	【その他】 障害のある子どもや発達に課題のある子どもに対しては、必要な治療や教育・指導訓練等の早期支援につなげることが重要と考えております。いただきましたご意見を踏まえ、引き続き、相談支援体制の充実に取り組んでまいります。
64	親の無理解により苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。療育手帳の取得や世帯主の承諾がなくても受け取ることができる教育システムの構築・サポートを希望します。	1	【その他】 子どもに障害があることを受け止めることが難しい親に対して、関係機関が連携して、障害の需要を促し、必要なサービスを受けていただくよう支援していく必要があると考えております。いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
65	基本施策3(3)①「学校教育の中での福祉教育の推進」に以下の文言を追加してください。 ○学級や地域の障害児者理解のための学年ごとの授業のカリキュラムを、これまでの尼崎の実践をもとに完成させます。	1	【その他】 道徳や特別活動、「トライやる・ウィーク」、学校間交流を通じた福祉教育の実施にあたっては、これまでの取組内容や、体験した児童生徒の声も振り返りながら、一層の推進に努めてまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
【障害者計画(第5章、基本施策4「雇用・就労」に関すること)】			
66	基本施策4「雇用・就労」について、給料が上がることで生活にゆとりができると考えますが、信頼関係を持てる理解者が不足しているため、必要な支援体制を確立することが必要です。そのため、利用しやすい就労継続支援事業を増やして下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 障害のある人の働く場を確保するため就労系サービスの提供や、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において就労相談等を行っています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策4(1)①「就労に関する支援・相談体制等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の充実に取り組んでまいります。
67	市役所のメインの場所に、障害者の作業所の製品を展示して下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 障害者就労支援施設等の受注機会や販路拡大につなげるため、市のイベントや庁舎等を活用した広報・販売に取り組んでまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策4(2)②「販路拡大等への支援」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
68	基本施策4(2)の活動指標「障害者優先調達推進法に基づく調達件数」の取組方向に、【調達件数の大幅上昇を図る】旨の文言を追加して下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策4(2)②「販路拡大等への支援」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
69	難病患者が求職をしても、企業は助成金をもらってまで難病患者を雇う気はないのが現実のようです。多くの難病患者は病気を隠して就職・就労しています。働く意欲や能力がある人が働けないというのは、本人だけでなく国にとってももったいない話です。ぜひ就労支援に力を入れて下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 難病の人をはじめ、障害のある人の就労支援や企業等への理解促進に取り組んでいくこととしています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策4(1)①「就労に関する支援・相談体制等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の充実に取り組んでまいります。
70	市役所内でも、障害のある人が働けるように雇用を増やして下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 市役所や市の関係機関において、引き続き、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図るとともに、市役所における職場体験・就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を実施してまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策4(1)①「就労に関する支援・相談体制等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の充実に取り組んでまいります。
71	尼崎市における職員採用について、身体障害者枠の採用調整を行うなど難病患者の特別採用を行ってほしい。	2	【その他】 本市では「身体障害者事務」の試験区分を設けており、満30歳までで、身体障害者手帳の交付を受けていれば、難病の方でも受験いただくことが可能です。身体障害者手帳の交付を受けていない難病の方を対象とした採用試験の実施については、現在のところ困難であると考えていますが、「大学卒事務」の試験区分においては、受験資格として、満29歳までで学校教育法に規定される大学を卒業した人、または、平成26年3月卒業見込みの人であれば、手帳の交付を受けていない難病の方も受験していただくことが可能となっております。
72	企業側に対して、障害者雇用への理解や必要な配慮について周知・啓発してほしい。また、人材育成に関する講座などを開催し、就労につなげてほしい。	2	【その他】 市内企業における障害者雇用の促進に向けましては、現在、企業に対する人権啓発事業の中で、障害者雇用等をテーマとした定期的な研修会等による意識啓発を行うとともに、ハローワークと共に商工会議所や経営者協会に出向き、障害者雇用促進法の改正内容をはじめ、環境整備や人材育成を含めた各種支援内容等について説明を行い、理解と協力を要請しています。また、平成26年度からは、若年者や発達障害者等を対象に、必要な人材育成等を行い希望先企業への就職を目指す新たな就労支援事業を実施しています。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対する参考とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
73	基本施策4「雇用・就労」について、経済不況による社員の採用凍結や派遣職員による補填等の事情もあり、企業側も障害のある人の就労に対して手厚く時間を割けない状況であることを、障害当事者及びその家族に説明して理解を求めていくことも必要と考えます。	1	【その他】 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、障害当事者やその家族からの就労相談をはじめ、企業（事業主）からの雇用相談にも対応しています。引き続き、企業側の雇用状況等も踏まえた就労支援に努めてまいります。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
74	発達障害のある人が就労するにあたり、苦手なところを理解してくれる人がいれば就労できると考えられます。365日見守ってもらえる、相談ができる窓口や人材を確保して下さい。	1	【その他】 「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、障害当事者やその家族からの就労相談を行っています。なお、いただいたご提案などにつきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
75	障害のある人が職業訓練を受ける場合、長期間の訓練となると、経済的理由により受講が困難となつてしまいます。尼崎市において、訓練手当を支給し、自立促進への取り組みをして下さい。	1	【その他】 障害者職業能力開発校（国立）において職業訓練を受ける場合に、基本手当や通所手当が支給されていますが、訓練期間は原則1年間となっています。なお、本市は極めて厳しい財政状況であるため、市単独での訓練手当等の支給は困難となりますが、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
76	ハローワークの障害者枠に精神相談員を設置して下さい。または、ピアサポーターの相談機関を設置するなど、労働において、精神障害者が気軽に相談できる機関を作してほしい。	1	【その他】 精神障害のある人に対する就労支援のため、ハローワーク尼崎において専門のカウンセラー（精神障害者雇用トータルサポーター）が、就職に向けてのカウンセリングや支援機関の情報提供を行っています。また、本市においても、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において、障害当事者やその家族からの就労相談を行っています。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
77	就労の相談支援事業者が「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」だけなので、2箇所以上は必要だと思います。1社独占なら独占違反にあたると思います。	1	【その他】 障害のある人の就労相談等を行う「障害者就労支援事業」については、本市の委託事業として「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」で実施しています。引き続き、当該事業所の支援体制等の充実に努め、就労機会の提供や雇用先の開拓・確保などに取り組んでまいります。
78	障害のある人が仕事で労基違反があり辞めた場合、法テラスで未払い給与の相談をして裁判を行うとなると赤字になります。障害のある人が安心して働けるようにして下さい。	1	【その他】 障害のある人が安心して働くことができるよう、ハローワークや兵庫労働局と連携を図り、障害者雇用促進法の改正内容（差別の禁止、合理的配慮の提供義務など）や障害者虐待防止法に規定する「使用者による障害者虐待の防止」等の周知・啓発に努めてまいります。
79	障害のない高齢者でも今は仕事に行っている人、仕事を探している人が多くなっています。そんな中、障害のある高齢者が一般就労できない場合は、就労支援B型に入れるように出来ないか。	1	【その他】 本市では、65歳到達以前から就労継続支援（B型）を利用していた方については、その方の障害特性なども考慮する中で、継続の利用も認めておりますが、65歳以上で新たに利用を希望される方については、就労に向けた訓練等を行う対象とは考えにくいことから、原則、利用を認めていないところです。
【障害者計画(第5章、基本施策5「生活環境、移動・交通」に関すること)】			
80	公営住宅へ入居する優先順位は、障害のある人だけでなく、母子家庭等もありますので、そういった困窮している人への配慮も必要だと思います。	1	【意見を参考とする】 市営住宅の入居者募集については、障害のある人だけでなく、高齢者や母子・父子世帯などにも優先措置を行っております。いただいたご意見の趣旨も踏まえながら、計画の推進に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
81	障害の種別や特性に応じたグループホームを増設するため、建設にかかる助成制度の創設や市営住宅の活用に取り組んでほしい。	12	【すでに盛り込み済み】 障害のある人が地域で暮らしていくための基盤となるグループホームの整備や、緊急の対応や相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備は、本市の課題と考えています。本市は極めて厳しい財政状況であるため、現時点で直ちに市単独の助成制度を設けることは困難ですが、引き続き、整備促進に向けた検討を進めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策5（1）①「住宅の確保等」及び第6章4（3）「居住系サービス」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
82	陸橋上から駅への通路にスロープやエスカレーターを設置することや、駅等のエレベータを使いやすいものにするなど、公共的施設や公共交通機関のバリアフリー化を進めてほしい。	4	【すでに盛り込み済み】 障害のある人や高齢者等にやさしいまちづくりの実現のため、「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」など関係法令等に基づき、施設や環境の整備に取り組んでいます。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策5（2）①「公共交通機関の整備等」及び②「公共交通機関の整備等」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
83	基本施策5（1）①「住宅の確保等」2項目めのあとに以下の文言を追加して下さい。 ○グループホーム等の運営事業者に対し、従業員への適切な研修を実施するよう指導するとともに、虐待等への防止と対応を指導します。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策2（1）⑤「サービスの質の向上等」及び基本施策9（1）②「障害者虐待防止への取組」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
84	市民のモラル確立も重要なテーマであると思います。現状では、駅周辺や公共施設周辺の放置自転車が多くなっています。	1	【すでに盛り込み済み】 本市では、放置自転車対策として、「自転車駐車場の整備」、「放置自転車の撤去」及び「自転車利用者への啓発」の3本柱を設定して取り組んでいます。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策5「市民の声」及び（1）③「公共的施設等のバリアフリー化」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
85	市営住宅に入居している精神・知的障害者が自治会の役員や掃除を担うことは、症状悪化になる場合もあり困難ですが、断れば近隣住民との関係が悪化しかねません。市営住宅としての公的責任を果たし、居住サポート事業を活用し、このような課題についても支援して下さい。	1	【その他】 自治会など地域の活動に対しても、障害のある人への理解や合理的配慮の必要性について、理解と認識を深めていくことが重要と考えております。いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
86	精神・知的障害者（発達障害含む）は、市営住宅の家賃減免申請を忘れてしまうので、家主から連絡等をして下さい。	1	【その他】 市営住宅に入居している全世帯を対象とした家賃減免申請の通知は行っておりませんが、精神・知的障害者を含む一部の世帯について通知しております。
87	市営団地から市営団地への引っ越しについて、年齢によって生活環境は変わってくるため、当事者団体が認める案件については、引っ越しを認めるようにして下さい。	1	【その他】 申込資格に該当している方で、現在、車いす世帯向けの住宅に住んでいない方、かつ家賃の滞納がない方で、車いす世帯向けの申込資格に合致する方については、車いす世帯向け住宅に申込みことができます。また、住み替えの相談があった際には、エレベーターが設置されていない住宅で、障害や高齢のため、階段の昇降等が困難であると認められる場合について、1階に住み替える制度があります。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
88	軽度な障害者でも公営住宅の入居を積極的に行うようにして下さい。	1	【その他】 本市では、中度以上の障害のある人の世帯について、市営住宅の入居者募集の優先措置を設けております。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
89	障害のある人だけの公営住宅をつくり、また棟により、身体・精神・知的・発達・難病と分けてそれぞれ相談員・ヘルパー・ケアマネージャー・訪問看護をして下さい。	1	【その他】 公営住宅については、住宅に困窮している定額所得者が入居対象者であるため、いただいたご意見のように、障害のある人のみに限定した市営住宅の整備は考えておりません。なお、本市では引き続き、障害のある人が地域で暮らしていくための基盤となるグループホームや、緊急の対応や相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備促進に向け、検討を進めていくこととしております。
90	市バスが民営化されると聞いていますが、精神障害のある人のバス利用の無料化は続けて下さい。	1	【その他】 障害のある人の移動を支援していくため、市バスの民営化後も現行の特別乗車証制度が継続されるよう取り組んでまいります。いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
91	移動支援は「外出や社会参加を支援する」だけでなく、精神的安定や身体の機能の向上や安定に大きく関わる大切なものです。支給量を増やして下さい。	1	【その他】 利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築に向けて、今後、移動支援事業の支給決定基準について検討を行っていきたくと考えています。
92	尼崎市内の特養に入所しました。しかし入所をしたら、リフトタクシーチケットは支給されず、年金のみで貯金も少なく、経済的な負担が大きいです。重症で病院に行く回数も多くなると思いますので、リフトタクシーチケットを支給して下さい。	1	【その他】 重度障害によりバスに乘車することが困難な人に対する支援策として、病院や公的機関等への送迎を行う「リフト付自動車派遣事業」を実施していますが、特別養護老人ホームなどの施設入所者に対する送迎等については、施設側において対応されるべきものと考えますため、当該事業の対象とすることは考えておりません。
【障害者計画(第5章、基本施策6「スポーツ・文化、社会参加活動」に関すること)】			
93	地域活動支援センターは、精神障害のある人が家から外に出る第一歩の場所と考えられます。そこで、新規開設の援助や補助金をお願いします。	1	【すでに盛り込み済み】 障害のある人の日中活動の場として、創作的活動など様々な機会を提供している地域活動支援センターの運営について、引き続き支援していきます。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策6(2)②「社会参加、交流活動の推進」及び第6章5(7)「地域活動支援センター事業」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
94	他市では、障害のある人に対して、無料でスポーツ施設を利用できる制度があり、尼崎市では、半額程度が身体・知的障害のある人がプールを無料で使えますが、1つしかないのでもっと増やして下さい。	1	【その他】 平成27年度から31年度までを計画期間とする「尼崎市スポーツ推進計画(後期計画)」に沿って、障害のある人のスポーツの普及・振興を図ってまいります。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
95	障害のある人もたまには温泉などに入り、リフレッシュした方がいため、1年に2回ほど利用券などを支給して下さい。	1	【その他】 本市は極めて厳しい財政状況であるため、ご意見にあるとおり、温泉の利用券などを配布することは困難ですが、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対する参考とさせていただきます。
96	市関連施設(福祉会館やスポーツ施設等)の会議室を当事者に無料で貸して下さい。	1	【その他】 公共施設の使用料につきましては、必要に応じて、施設毎に減免規定を設けておりますが、行政サービスを利用する特定の受益者に応分の負担を求める「受益と負担の公平性の確保」の考えから、基本的に全額減免の規定は設けないこととしております。しかしながら、使用料の金額及び減免規定の内容につきましては、適宜、点検や見直し作業を行っておりますので、いただいたご要望は、今後の取組における参考とさせていただきます。
97	尼崎市身体障害者福祉会館はバスのルートも少なく駐車スペースが皆無です。改善するべきではないでしょうか。	1	【その他】 本市は極めて厳しい財政状況であるため、ご意見にある施設等の改善に取り組むことは困難ですが、いただいたご要望につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
【障害者計画(第5章、基本施策7「安全・安心」に関すること)】			
98	避難所の備品等の整備や情報保障の充実(手話通訳者の派遣等)をはじめ、福祉避難所の指定拡大や運営マニュアルの整備などに取り組んでいただき、避難所における障害のある人への支援体制を充実させてほしい。	6	【すでに盛り込み済み】 障害のある人が避難所において、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、体制の整備に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7(1)③「避難所の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
99	防災対策の充実を図るためには、公的機関、医療機関、事業者、各団体、地縁関係者等による防災訓練や避難訓練のほか、当事者団体との防災に対する取組や連携が必要と考えます。	2	【すでに盛り込み済み】 本市においては、毎年8月に消防、警察等関係機関連携の「総合防災訓練」を実施し、また、1月には、全公立小・中学校において、「1.17は忘れない地域防災訓練」を実施しています。いずれの訓練においても、地域の方々等にご参加いただいています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7「安全・安心」の「市の現状と課題」及び(1)①「防災対策の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
100	非常連絡の方法にFAX・メールでの伝達手段も用意して下さい。電話が使えない聴覚障害者に対する配慮をお願いします。広報車の告知では、高齢者や聴覚障害者は情報を受けることができません。	1	【すでに盛り込み済み】 携帯電話のメール機能を利用した「尼崎市防災ネット」にご登録いただくことで、防災情報を受信することができます。また、消防局では、聴覚障害者の方やそのほか会話による119番通報が困難な方を利用対象とした「尼崎市WEB119」及び「尼崎市FAX119」の運用を行っています。「尼崎市WEB119」とは、携帯電話やスマートフォンインターネット接続機能を利用し、画面を見ながら、消防(尼崎市・伊丹市消防指令センター)に緊急時の通報を行えるシステムです。また、「尼崎市FAX119」とは、119のダイヤル番号により、ファックスで緊急時の通報を行えるシステムです。いずれも、ぜひご登録をお願いします。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7(1)②「避難のための情報伝達」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
101	障害のある人は、詐欺や消費者問題等被害を受けやすくなっています。被害を受ける前に、学習をする等の対策をお願いします。	1	【すでに盛り込み済み】 消費生活に関する相談や講座を適宜実施し、消費者教育の推進に取り組んでいきます。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7(2)②「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
102	基本施策7「安全・安心」の「市民の声」に以下の文言を追加して下さい。 ○希望して要支援者名簿へ登録してもらっても、実際のとき来ていただけるかわからず不安です。 ○常備薬・透析・精神薬など災害時の医療体制がどのようになっているかわからず、不安です。 ○視覚障害者・聴覚障害者へ津波発生などの情報が届くよう体制を整えてほしい。 ○津波襲来までの110分の時間があることから、「3階以上の頑丈な建物に避難し、一人の死者も出さない」を合言葉に事前の防災体制を整備しましょう。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7の「アンケートの傾向」、「市民の声」及び(1)②「避難のための情報伝達」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
103	基本施策7(1)④「関係機関等との連携」に追加して下さい。 ○「災害時要援護者支援連絡会」を定期的に開催し、 ○常備薬・透析・精神薬・人工呼吸器など命にかかわる医療機関との連携を整備します。 ○障害者関連団体による自助組織、障害者災害支援センターなどと連携を取り、災害後の障害者の命と生活を守ります。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7(1)④「関係機関等との連携」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
104	災害時、避難のための情報伝達、緊急通報等の充実と記載されていますが、その具体的な方法が記載されていません。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、関連計画である本市「 尼崎市地域防災計画 」第4章災害の応急対策の各節において定めており、本市ホームページ又は市役所にて冊子を閲覧できますのでご参照ください。また、計画素案の第5章、基本施策7（1）②「 避難のための情報伝達 」にも盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
105	避難所の受入体制や備蓄品の管理状況、福祉避難所の支援体制の情報、危機管理体制上の組織図や運用等などが明確となっていない。災害時の支援体制などについて具体的に示してください。	7	【その他】 避難所において障害のある人が必要な支援を得ることができるよう、当事者団体や地域の関係者、事業者、公的機関と本市で構成する「 災害時要援護者支援連絡会 」を開催し、支援体制等について検討を進めてまいります。なお、避難所の備蓄品や災害時の支援体制等につきましては、関連計画である「 尼崎市地域防災計画 」に掲載しております。本市ホームページ又は市役所にて冊子を閲覧できますのでご参照ください。
106	防災行政無線の屋外拡声器や戸別受信機の整備とありますが、聴覚障害の人たちにも使えるものなのか。	1	【その他】 当該機器による情報伝達手段は音声によるものとなりますが、今年度から設置している屋外拡声器については、音声とともに赤色灯（パトライト）により視覚での注意を呼びかける仕組みを導入しています。しかしながら、設置箇所が限られどこにいても見えるというものではありませんので、聴覚障害の方への情報伝達手段としましては、計画に記載があるとおり、携帯電話のメール機能などを活用し発信できる「 尼崎市防災ネット 」の加入促進が有効であると考えております。ぜひ登録をお願いします。
107	基本施策7（1）⑤「 緊急通報等の充実 」について、救急カプセルの設置により、早期援護を可能にしてください。	1	【その他】 本市では、緊急時に救急隊員が迅速な対応ができるよう、緊急連絡先や持病などを記入し、冷蔵庫に保管しておく「 緊急時ヘルプキット 」を、65歳以上の希望者にお渡ししています。いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
108	指定避難所には宿泊施設が設けられますが、対象施設の調査は行っているのか。	1	【その他】 本市では、学校や公民館などの市有施設について避難所の指定を行ってきているため、各施設の状況等については一定の把握をしているところです。災害時における機能性等を高めていくため、引き続き、避難所の充実に向けて取り組んでまいります。
109	要支援者名簿を作成するにあたり、個人情報保護法の問題をどう考えるのか。	1	【その他】 災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成義務や名簿情報の利用及び提供における配慮が規定されています。本市においても、当該規定に沿った対応や事業実施に努めてまいります。
110	基本施策7（1）④「 関係機関等との連携 」について、「ホームページ等に掲載するなど共有を図ります。」とありますが、障害のあるすべての人がインフラ整備をされているわけではないので、障害者全員にネット環境を整備してほしい。	1	【その他】 ご意見にあります環境整備については対応できかねますが、「 災害時要援護者支援連絡会 」における検討内容などにつきましては、市ホームページをはじめ、今後の取組を進める中で、できる限り共有を図っていくよう努めてまいります。
111	非常連絡の方法にテレビを使うのであれば、必ず字幕を入れていただけるとお願いいたします。	1	【その他】 災害時の緊急情報につきましては、Lアラート（公共情報コモンズ）により各テレビ局に伝達され、文字放送（L字放送）が流れる仕組みが構築されています。
112	民生委員や地域の方をお願いして、ひとり暮らしの方や聴覚に障害のある方、高齢で耳の遠い方の見守りも大切だと思います。	1	【その他】 ご意見にありますとおり、災害時の避難支援体制については、地域の支援者が必要不可欠と考えますため、引き続き、避難行動要支援者名簿の作成に取り組むとともに、平常時における地域のつながりを進めてまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
113	基本施策7(1)「防災対策」に「⑥避難行動要支援者名簿等の活用と情報保護」を新しく設けて下さい。 ○災害発生後、市長が生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合については、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない(災害対策基本法一部改正)。ただし、名簿の種類と避難支援等関係者については、検討の上明らかにしておく。 ○名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、関係者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずる。	1	【その他】 災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成義務や名簿情報の利用及び提供における配慮が規定されており、本市においても、当該規定に沿った対応や事業実施に努めてまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策7「市の現状と課題」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
114	本市における防災上の危機管理がどのように実施されるのか明確に見えません。要支援者名簿は本人の同意を得てから作るのではなく、行政の責任でつくり公表する過程で不同意の人を省くものでないと思えます。	1	【その他】 ご意見にある、防災の取組については、関連計画である本市「尼崎市地域防災計画」において定めております。本市ホームページ又は、市役所にて冊子を開覧できますのでご参照ください。また、避難行動要支援者名簿の作成につきましては、いただいたご意見を踏まえ、他都市の例などを参考にに取り組んでまいります。
115	南部在住の市民が津波の場合にはどの場所に避難が可能なのか。マップづくりを目標としているようですが地震はいつ来るかわかりません。	1	【その他】 本市では、津波等一時避難場所の指定を進めており、平成27年1月現在、311ヶ所・258,110人の避難が可能となっています。位置等につきましては、昨年12月に全戸配付した「尼崎市防災ブック」にてハザードマップ及び一覧表で確認できるほか、Yahoo地図、携帯アプリ(全国避難所ガイド、スマ防災害時ナビ)、本市ホームページ等で確認することができますので、ご参照ください。
116	詐欺や消費者問題等の被害に遭いやすい人に対して、条件などを設けて該当した人には、行政主導で後見人や訪問など定期的に確認する制度を設けて下さい。	1	【その他】 成年後見制度の利用については、個々の事情や意向に応じて進める必要があり、行政が一概に利用を促すことは困難な側面があります。必要とする方により制度がつながりやすくなるよう、今後も広報啓発に努めてまいります。
【障害者計画(第5章、基本施策8「情報、啓発・差別の解消」に関すること)】			
117	一般の方が障害者用トイレを使用するため困ることや、タクシー運転手が車いすを載せる際に不満げな顔を見せたりすることがある。障害や障害のある人への理解促進や啓発を進めるとともに、第三者からは分かりにくい・見えにくい障害に対しても正しい理解を持っていただくよう取り組んでほしい。	3	【すでに盛り込み済み】 障害や障害のある人への理解については、十分に進んでいるとは言えない状況であるため、引き続き、啓発等の取組を進めていくことが重要と考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策8(2)①「理解の促進・啓発」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
118	障害のある人が利用できる福祉サービスや各種制度について把握することができるよう、広報活動を行うとともに、市民勉強会や講義などの機会を設けてほしい。	2	【すでに盛り込み済み】 本市では、障害のある人に対する福祉サービスや制度をまとめた「福祉の手引き」を発行するとともに、ホームページを活用するなど一層の広報に取り組むこととしています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策8(1)①「情報提供の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
119	障害のある人の活動範囲の拡大や機会の確保、また、ノーマライゼーションの理念を実現するため、意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者派遣)の適用範囲や対象者を拡大してほしい。	4	【その他】 本市の意思疎通支援事業については、安定的な事業運営を行うため、支援者である派遣登録員の確保や当該制度の周知等に努めていくこととしております。現時点において直ちに適用範囲や対象者を広げることは困難ですが、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
120	個人情報保護の観点から、難病患者がどこにどのような状態にいるか、患者団体も知る手段がありません。例えば行政が発送する文書等に、関係団体の情報などを同封していただくなど、個人情報を守ったうえで、障害者や患者の交流を促進する取組をお願いします。	1	【その他】 本市では、難病患者等の療養生活を支援するため、相談会や本人・家族同士の交流活動を行っております。なお、いただいたご意見のとおり、市の発送文書の中に特定の団体の情報等を同封することは困難ですが、関係団体の活動等につきましては、引き続き、後援名義や市報への掲載などにより、情報の提供に努めてまいります。
121	尼崎市手話言語条例を制定して下さい。 尼崎市は、手話は言語であるとの認識を広め、市民みんなが手話の理解に努め、手話を日常会話で違和感なく使用することができる環境を整えることにより、手話を使う人が安心して暮らすことができるまち尼崎を目指し、この条例を制定するものだと思います。国の法制定の取組より尼崎市として条例制定を取り組むべきと考えます。	1	【その他】 手話言語条例については、手話の普及にかかる施策や取組の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするもので、当事者団体等が制定を目指す「手話言語法」の考え方を基に策定されたものと認識しています。この条例を実効性のあるものにするためには、手話啓発促進のための広報費やタブレット端末を利用したサービスの提供、手話を学ぶための学習教材の作成など、多額の財政負担が生じることから、制定にあたっては、国の財政的支援が不可欠と考えております。また、手話の普及にかかる施策や取組については、特定の市域だけでなく、国の制度の枠組みの中で、広域的に取り組むべきものと考えます。本市においては、引き続き、国の動向を注視していくとともに、兵庫県や近隣都市とも意見交換をしております。
122	障害のある人に対する理解が深まる研修を義務付ける取組も必要と考えます。民生委員、児童委員など市長が委任している方々に対して、率先して学習してもらえ取組を進めるといった文言を入れて下さい。	1	【その他】 平成28年度より「障害者差別解消法」が施行されることから、民生児童委員など地域の支援者との連携や支援の一層の充実が必要と考えております。いただきましたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
123	基本施策8(2)①「理解の促進・啓発」の3項目めに追加して下さい。 ○障害者の自立した地域生活確立には地域社会の理解が不可欠です。地域の理解のための啓発のプログラムを関係諸機関と連携して確定し、順次地域で実施します。	1	【その他】 地域に対する理解の促進・啓発については、引き続き、本市の人権啓発事業や各種啓発事業を通じて取り組むとともに、地域の団体等が行う啓発事業に対する支援に努めてまいります。なお、いただきましたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
124	聴覚障害者がいつでもどこでも安心して情報を取得できるように、市の広報誌や尼崎市民べんり帳に掲載のある連絡先すべてのファックス番号を載せて下さい。	1	【その他】 市報あまがさきにつきましては、障害のある人を対象とする記事の問い合わせ先には、必ずファックス番号を記載するようにしております。また、それ以外の記事につきましても裏表紙のコールセンターのファックス番号からお問い合わせいただけます。なお、次回発行予定の尼崎市民べんり帳につきましては、施設一覧にファックス番号を掲載する方向で検討を進めているところです。
【障害者計画(第5章、基本施策9「権利擁護、行政サービス等における配慮」に関すること)】			
125	発達障害が分からない職員や、学校の担任が障害に対する理解をしようしないこともあるため、職員に対する研修等が必要と考えます。市の職員が、障害や障害のある人への理解や障害特性に応じた支援ができるよう取り組むべきです。	2	【すでに盛り込み済み】 平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」では、「合理的配慮の不提供」を禁止することなどが定められており、本市においても、窓口対応や事業の実施等において、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、全庁的に取り組んでいくこととしています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策9(2)①「市職員等の理解と配慮」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
126	基本施策9「権利擁護、行政サービス等における配慮」の冒頭における課題の内容を修正して下さい。 障害者差別解消法により、「不当な差別的取扱い」として、例えば、障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような不当な差別的取扱いが禁止されています。また障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲について必要な合理的な配慮を行うことが求められます。	1	【すでに盛り込み済み】 ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策8「情報、啓発・差別の解消」及び基本施策9「権利擁護、行政サービス等における配慮」における「市の現状と課題」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
127	障害のある人が郵便によって選挙投票した場合、本人の意見が反映されたかの確認作業を行って下さい。	1	【その他】 郵便等投票制度については、重度の障害のある方でも自書できる方、更に重い障害のため自書できない方については代理記載人の届出を行い、この制度をご利用いただいています。本人の意見が反映されたかについては投票用紙の中身を確認することであり、投票の秘密に関するので出来ませんが、いずれも適法な手続きで投票行為が行われるよう周知徹底いたします。
128	介護施設等での選挙投票については、選挙管理委員会の職員が立ち会って下さい。	1	【その他】 平成25年7月執行の参議院通常選挙から、不在者投票ができる指定施設については外部立会人の制度が設けられましたのでこの制度をご利用下さい。外部立会人については本市選挙管理委員会が選任しております。
129	権利擁護は、障害のある人のみならず、行政を含めてすべての方にあることの理解と教育の徹底をする必要があります。	1	【その他】 権利擁護は、寝たきりや認知症の高齢者、障害のある人など自己の権利を表明することが困難なすべての方に対するものと考えます。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
130	成年後見制度に関しては、「個々の世帯」により事情が異なるので、まずは支援側の介護事業所からヒアリングを行っていくことが必要なのではないかと。	1	【その他】 ご指摘のとおり、成年後見制度の利用は個々の事情や意向に応じて進めるべきものと考えため、必要とする方により制度がつながりやすくするよう、今後も広報啓発に努めてまいります。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
131	市役所の法律相談は、時間と件数が決められており、同じ内容の相談は再度不可となっています。障害のある人に対する合理的配慮が足りないと思います。	1	【その他】 市民相談で実施している法律相談は、兵庫県弁護士会に弁護士の派遣を依頼し、多くの方の相談に応じるために、原則1人につき20分とさせていただきます。また、弁護士のアドバイスを参考に、相談者自身で解決していただくことを前提としておりますので、同一の相談に対する対応はお受けしておりません。
132	社会福祉協議会の福祉サービスで、市役所から補助金が出ていますが、生活保護以下の状態にある人には個人負担金がかからないように配慮するべきだと思います。	1	【その他】 市社会福祉協議会が実施する福祉サービス援助事業については、兵庫県社会福祉協議会が主体の事業となりますため、いただいたご意見については、市社会福祉協議会を通じて県社会福祉協議会へお伝えさせていただきます。
【障害福祉計画(第6章)に関すること】			
133	「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」について、非定型審査会の決定については、障害のある人の受け入れや特性、日常生活に対しての理解がある人員を配置するようにして下さい。	1	【意見を参考とする】 障害福祉サービス等の支給に関する非定型審査にあたり、その審査を担う委員については、利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情等を勘案し、支給量が適正かどうかを審査できる人材を委嘱しています。ご意見の趣旨も踏まえながら、計画の推進に取り組んでまいります。
134	「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」について、障害支援区分認定の第2次審査を受け持つ審査会では、審査を担う医師の専門分野が整形外科に偏っており、眼科や難病を専門とする医師が不在となっています。障害者総合支援法が大きくその制度を見直していきつつある現在、その制度にふさわしい組織運営をお願いしたいと思います。	1	【意見を参考とする】 障害支援区分認定の審査にあたり、その審査を担う委員については、障害種別の利用者数や利用者の審査内容等に応じてその必要性を考慮し、委嘱しています。ご意見の趣旨も踏まえながら、計画の推進に取り組んでまいります。
135	「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」について、国基準の事務処理要領を基に、市独自の事務処理要領の作成を行い、独自性や地域性を出すように努めて下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」については、尼崎市自立支援協議会の「ガイドライン検討部会」において協議を行うとともに、事業者及び利用者に対する説明会を開催するなど、本市の現状や実態に関するご意見等を伺う中で策定を進めてまいりました。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第6章、6「適切なサービス提供のための方策」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
136	第6章3(3)「福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定」について、国が指針を出している以上、ハローワークとの連携に努め共同作業として取り組んで下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 障害のある人の就労を支援するため、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」において就労相談や面接の付き添いなど直接的な支援のほか、ハローワークや県の障害者就業・生活センター等との連携を図っています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第5章、基本施策4(1)①「就労に関する支援・相談体制等の充実」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の充実に取り組んでまいります。
137	第6章4(1)「訪問系サービス」について、訪問系サービスについては一部の障害のある人のみ利用しているように思えます。	1	【すでに盛り込み済み】 「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」を運用し、障害福祉サービス等の給付の適正化や利用者への適切なサービス提供の確保等について取り組んでまいります。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第6章、6「適切なサービス提供のための方策」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
138	共同生活援助や短期入所、計画相談支援等の見込量のほか、地域生活支援拠点等の整備数や相談支援事業の設置箇所数など、第4期障害福祉計画で設定している目標値やサービス見込量について見直してほしい。	7	【その他】 市町村障害福祉計画(第4期)における目標設定や障害福祉サービス等の見込量については、国の基本指針や第3期計画における実績等を勘案して定めることとされているため、本市の実績等を勘案する中で審議を行い設定したものととなります。そのため、当該見込量の変更等は行いませんが、その進捗状況については、毎年度行う「PDCAサイクル」の中で把握・評価していくこととします。
139	第6章1(2)「障害のある人の範囲の見直し」について、「発達障害など」と「加齢からくる障害を持った高齢者」を追記してほしい。	1	【その他】 ご意見にあります制度改正の項目・内容については、障害者総合支援法の施行に伴い、国において実施された制度改正の内容であるため、本市計画の修正等はできません。
140	第6章1(2)「ケアホームのグループホームへの一元化」について、「医療を受けれる施設の創設」を追記してほしい。	1	
141	第6章1(2)「地域移行支援の対象拡大」について、移行するときの地縁の関わりや、対処法も含めた包括的支援の隙間をなくしてほしい。	1	
142	第6章2(1)「障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方」について、実態把握と研修のため、市の職員が休日を利用して関わっていくことを考慮に入れて下さい。市民とともに地縁活動を行い、現場に関わることで問題点や職員自身の啓発が図れると考えます。	1	【その他】 委託相談支援事業者や福祉・保健・医療などの関係者で構成する自立支援協議会を開催し、引き続き、障害のある人の地域生活における課題や必要な支援について共有を図ってまいります。いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
143	第6章2(2)「相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」について、相談支援員の研修機関を県に委託するのではなく、独自に地域特性を考えた方法を模索して実施して下さい。	1	【その他】 相談支援者育成事業は、都道府県地域生活支援事業として都道府県が実施主体に位置づけられています。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
144	第6章4(1)「訪問系サービス」について、家事援助に対しては、食事づくりなどに時間数がかかると生活費に費用負担が多く、活動的な行動につなげることが難しい現状もあり、給食制度を考慮に入れて下さい。	1	【その他】 障害福祉サービスの「訪問系サービス」については、国の基準に基づき実施しています。給食制度といった新たなサービスを創設するためには、多額の費用を要することから、限られた予算の範囲において、優先度等を考慮しながら検討を進めてまいります。
145	第6章4(4)「相談支援」について、尼崎市は、相談支援専門員の養成を積極的に行って下さい。	1	【その他】 サービス等利用計画の作成にあたる相談支援員の養成については、引き続き、県に働きかけてまいります。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
146	第6章5(3)「相談支援事業」について、相談支援を施設兼用と混同しないで下さい。また緊急性があれば、即時に対応できる特権も配慮に入れて下さい。	1	【その他】 相談支援事業は、本市の障害者対応窓口と委託している社会福祉法人で実施しており、建物が共用であっても、異なる事業運営となっております。なお、いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
147	第6章5(6)「移動支援事業」について、移動支援の時間数増加をみるに、市の体制のずさんさが見受けられます。	1	【その他】 利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築に向けて、今後、移動支援事業の支給決定基準について検討を行っていきたいと考えています。
148	第6章5(7)「地域活動支援センター事業」について、営利団体やNPO法人などサービス提供に当たると指定した団体に、最低年1回以上の集会もしくは地域での連携集会を実施して、社協と共に地縁活動参加を呼びかけ、共有の情報交換や新しい発見などの提案を出してもらって下さい。	1	【その他】 地域活動支援センター事業は、それぞれの実施主体の規模により補助金を交付し、各事業者の自主性に応じて運営しています。なお、いただいたご要望につきましては、ご意見とさせていただきます。
149	第6章5(7)「地域活動支援センター事業」の(参考)小規模作業所の見込量について、平成29年度に「小規模作業所」が見込まれていません。地域活動支援センターに移行しなかったからという理由で、補助額を廃止しないでください。	1	【その他】 小規模作業所については、障害のある人の日中の生活の場でもあることから、施設の運営が安定し、利用者も安心して利用できるよう、これまでも地域活動支援センターや障害福祉サービス事業所への移行促進に取り組んでまいりました。今後、県の補助制度の見直しが予想されることから、引き続き、施設運営者と協議しながら移行促進に取り組んでまいります。
150	第6章6「適切なサービス提供のための方策」について、事業所は障害福祉サービスにかかる請求額が激減しているため、事務員の配置に苦慮しています。より適正な運営維持を行うために、事業所加算または適正加算が必須です。	1	【その他】 事業所の安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分に踏まえ、報酬単価の見直し等を講じるよう、全国市長会から国へ要望しています。いただいたご提案・ご要望などにつきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
151	第6章6「適切なサービス提供のための方策」について、給付の適正化については、事業所への個別指導でなく、統一指導が望ましい。指定を下す際には集合初回指導を行うなど、市が責任を持って指導して下さい。	1	【その他】 障害福祉サービス等の給付の適正化と適切なサービス提供に向けた取組として、事業者に対して質の向上を図るための勉強会を開催するとともに、事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでまいります。いただきましたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
152	国保連への請求事務については、介護保険課と障害福祉課を統一して、二重にかかる経費削減を図つたらいいと思います。	1	【その他】 国保連への請求は、介護保険と自立支援給付とは、それぞれの法令に基づいて委託することができることとされており、審査支払事務を統合することはできないように規定が置かれています。今後のご意見とさせていただきます。
153	サービスの支給決定時間をすべて消化していないからといって減らすのは、計画の基本理念に外れるのではないのでしょうか。支給決定時間を減らされると利用者が困るほか、介護報酬単価が下がるなかでは、事業所経営も行き詰ることになります。障害福祉サービス等の必要量見込みの確保など、第4期計画の実現を切に願います。	1	【その他】 障害のある人の心身の状況や必要なサービス等に応じた適正なサービス提供がなされるよう、「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」に即して支給決定を行っていくとともに、計画の推進に取り組んでまいります。
154	移動支援の充実と書かれていますが、どこの事業所もヘルパー不足でニーズに応えきれない現状があります。ヘルパーの養成計画をたてて下さい。	1	【その他】 本市の移動支援事業については、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築に取り組むこととしています。そのため、今後、当該事業の支給決定基準について検討を行っていきたいと考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
155	相談支援事業者を増やしていくことは良いことです。平成27年度の報酬改定によって受け皿となるサービス事業者が減っていくと、市が相談支援事業者にサービス利用希望者への紹介業務を責任転嫁しているようにも見えます。受け皿となる事業所への補助制度を盛り込み、相談支援とサービス提供事業者の2本柱を充実させることで、利用者の希望を受け入れていくべきだと考えます。	1	【その他】 本市では、指定特定・一般相談支援事業所が不足しているため、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努めるなど、設置の促進に取り組んでまいります。また、事業所の安定的な運営及びサービス提供が可能となるように、サービスの利用実態等を十分に踏まえた報酬単価の見直し等を講じるよう、引き続き、国へ要望してまいります。
156	手話通訳者派遣事業と要約筆記派遣事業についてのサービス見込量ですが、現在コーディネーター1人で調整を担っているため、新たに1名採用することを検討して下さい。	1	【その他】 意思疎通支援事業については、今後、一層の制度周知を図り、利用者数の増加につなげていくこととしています。安定的かつ継続的な事業運営となるよう、事業手法や体制等について検討してまいります。
157	事業所に対して、日中一時支援の報酬単価の引き上げをお願いします。	1	【その他】 本市の日中一時支援事業については、移動支援事業とあわせて、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化が課題となっています。今後、両事業にかかる支給決定基準について検討を行っていきたいと考えています。
【その他本計画に関すること】			
158	皆が「普通の幸せな人生」を送れるためのシンプルでクリアな分かりやすく安定安心安全なセーフティネットの構築をお願いします。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画は、「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」を目指すべき基本理念としています。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第4章2「基本理念」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
159	第7章1「計画の推進体制」について、庁内関係部局との連携とありますが、その内容を明示して下さい。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局の連携の内容等につきましては、計画素案の第4章「計画の基本的な考え方」や第5章「障害者施策の推進」の各基本施策に記載しているところです。
160	障害者施設で働いていた健常者の方が、色々な要因により、精神疾患になる事例もあります。現状を知るためにも、施設従事者の方々の意見も必要であると思います。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画の推進にあたっては、施設（事業所）における現状の把握や従事者のご意見等も非常に重要であると考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第7章1「計画の推進体制」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
161	障害者総合支援法がもっと周知されてきた場合、財源が追加されることになると考えますので、その財源確保ができるかどうか、検討と同時に今後に備えて確保へ向けた段取りが必要だと考えています。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画に掲げる各種施策の推進にあたっては、財源の確保も大きな課題であると考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第7章2「財源の確保」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
162	PDCAサイクルに限らずその対策について、常に意見が言えるハードルの低いオープンな窓口、柔軟に対応できるシステムの構築、意見の聴き取り、勉強会などを設けていただければありがたいと考えます。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画の推進にあたっては、障害当事者をはじめ各関係団体、地域の事業所等との十分な連携が必要と考えております。なお、ご意見の趣旨については、計画素案の第7章1「計画の推進体制」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
163	障害のある人の計画である以上、当事者の声をデータ化する必要があると思います。何を求めて、何を必要としているのかということを知ることが必要であると思います。	1	【すでに盛り込み済み】 本計画の策定にあたっては、本市における障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、ご意見等を把握するため、アンケート調査を行っております。その内容等については、計画素案の第3章3（1）「アンケート調査の概要」及び第5章の各基本施策における「アンケートの傾向」に盛り込まれていると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
164	計画にある言葉や文章が堅苦しく、表現が曖昧なところも多い。また、パブリックコメントの周知時期や募集期間について配慮が必要。そのほか、視覚障害のある人等への情報保障も必要と考えますので、計画本文の修正や策定手法等について検討してほしい。	9	【その他】 本計画は平成32年度までの長期的な視点で各施策の方向性を示すものとなるため、現時点について、今後6年間を見込んで記載できる方向性を記載しているところです。各施策や事業の毎年度における具体的な方針や方向性については、本市が実施している「施策評価」や「事務事業評価」で行っていくこととします。また、計画策定に関するご要望などについては、次期策定に向けたご意見とさせていただきます。なお、計画本文については、読上げ版（音声コード付）の作成を検討しています。
165	全ての施策目標や活動指標について分母を記載するなど、計画の施策目標や活動指標について見直してほしい。	2	【その他】 ご意見にある「分母」とは、各指標等における対象総数や必要総数などを指すものと理解しておりますが、各指標等については、助成件数や相談回数など総数設定ができないものがあるため対応は困難となります。また、本計画における各施策目標や活動指標の設定については、本市の総合計画や事務事業の進捗評価等を行う「施策評価」及び「事務事業評価」に掲げる指標などを候補に挙げ、審議を行い設定したものととなります。そのため、当該施策目標の変更等はありませんが、その進捗状況については、毎年度行う「PDCAサイクル」の中で把握・評価していくこととします。
166	計画の重点課題1について、「質の高い福祉サービスの提供」や「日常の悩みから専門的相談にも対応できる相談支援体制の充実」とありますが、そのための具体的な施策を出して下さい。	2	【その他】 重点課題1に対する取組等につきましては、基本施策1、2において記載しているところですが、各施策や事業の毎年度における具体的な方針や方向性については、本市が実施している「施策評価」や「事務事業評価」で行っていくこととします。
167	第7章2「財源の確保」については、財源が厳しい中、広がり展望が見受けられる企画の立案や、無駄な予算や人員等を点検する取組を進めてください。	2	【その他】 障害者総合支援法においては、法施行後3年を目処として、障害のある人に対する様々な支援のあり方について検討が進められることとされています。本市の障害者施策においても、適切かつ持続可能な取組となるよう、引き続き、十分な検討を行ってまいります。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
168	第7章3「計画の評価・検討」について、すべての項目を半年に一度見直し、反省会を行うことを努力目標とするほか、目標が達成できなかったものに対しては、再発防止策を明示して下さい。また、計画の進捗管理に伴う会議費については、協力体制の見直しや報酬価格の見直しを行って下さい。	2	【その他】 計画の評価・検討を行う「PDCAサイクル」の具体的な内容等については、今後、障害者福祉等専門分科会をはじめとした各会議体のご意見をお伺いしながら検討してまいります。なお、いただいたご提案につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。
169	資料編4「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準」について、サービスの支給決定にあたっては、対象者の状況が切迫している際には、緊急対応ができるような枠を設けるか、臨時に依頼できる場所を代替として追加して下さい。特に、家族介護者の高齢化や入院などの緊急時に対応できるように、緊急システムを設けてください。公の相談所または対処できるものを365日常に稼働するようお願いいたします。	1	【その他】 障害福祉サービスの緊急時対応については、相談場所がなく、容易にサービス利用ができない等のご意見があり、引き続き、検討が必要と考えております。また、新たなサービスを創設するためには、多額の費用を要することから、限られた予算の範囲において、優先度等を考慮しながら検討を進めてまいります。
170	「親亡き後」に関して、自身で世話をできない方以外で、当事者へある程度自立できるよう促していく必要があるのではないのでしょうか。	1	【その他】 計画の基本理念にもありますとおり、障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう支援していくことが必要と考えております。いただいたご意見につきましても、多様な考え方の一つとして、今後の参考とさせていただきます。
171	障害手帳を所持していない方（精神の場合は、自立支援・精神通院該当者など）にも支援が必要な方がいますので、現状の把握を検討して下さい。	1	【その他】 障害者手帳を有していない人であっても支援が必要な場合は、各種の窓口で案内を行っています。いただいたご要望につきましては、今後の取組に対するご意見とさせていただきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
172	ひとり暮らしの高齢者が増えてくるので、介護を受けられない人が減るようにして下さい。	1	【その他】 これまでも介護が必要な人が適切なサービスを受けられるよう努めてきておりますが、ご意見のように、一人暮らし高齢者が多いことは本市の特徴であり、課題でもあります。 そのため、平成27年度から計画期間がスタートする「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」におきましても、一人暮らし高齢者に配慮した施策を推進することとしているほか、適切な介護サービスの提供体制の構築に向けた取組みを進めてまいります。
173	基本理念に「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」とありますが、今の障害者福祉の制度の現状等を見ても、個人個人に合った支援が受けられておらず、遠い話のように感じます。健全者と障害者の生活が違いすぎる社会状況の中で、どのように共生と言えるのか疑問に思います。	1	【その他】 障害者基本法の目的にある「共生社会の実現」については、国や県、市町村のみならず、障害当事者も含め、国民誰もが目指すべき理念であると考えています。いただいたご意見も踏まえ、計画の推進に取り組んでまいります。
174	重点課題1「必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり」のなかで、「親亡き後」と記述されているのはなぜでしょうか。この文言が入っていることで、親がいる間は親が障害のある人の面倒をみるのが当たり前という意識を強めると思います。「親亡き後」という表現はやめるべきだと思います。	1	【その他】 文中の「親亡き後」につきましては、障害のある子を持つ親の将来に対する不安感や、社会福祉の面においての課題等を表現した言葉であり、いただいたご意見の趣旨で記載するものではありませんが、多様な考え方の一つとして、今後の参考とさせていただきます。
175	身体・知的・精神の3障害が一元化されたとはいえ、まだまだ歴史の浅い精神障害者への制度が遅れているため、改善・努力をお願いします。	1	【その他】 障害者総合支援法においては、施行後3年を目処とした検討項目として「精神障害のある人に対する支援のあり方」が挙げられています。引き続き、国の制度改革等の動向にも注目してまいります。なお、いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
176	行政は市民と制度等を話し合っていくなかで、「行政の仕事とはどういうものであるか」、「財源とはどのように決定して行くものか」といった説明を行った上で議論をした方が効率的だと思います。	1	【その他】 ご意見にありますとおり、財源確保の課題や市の制度設計等についても、市民の皆様との十分な議論が必要と考えております。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
【今回の意見公募の対象としていないもの】			
177	平等性を図る意味合いから、企業などへの助成も適正に実施しなければなりません。その意味合いからして、計画に1企業名だけの表記は適正ではないと考えますので、個別の名称は削除するべきです。1企業である「阪神友愛食品(株)」は尼崎市が保有しているのでしょうか。	1	阪神友愛食品株式会社は、兵庫県、阪神7市1町、コープこうべが出資したコープこうべの特例子会社で、働く意思と能力を持ちながら就職の機会に恵まれない重度の障害のある方々の職場を確保し、自立した生活が営めるよう促すことを目的としています。本市を含め、関係自治体等で支援を行っていることから、計画に記載しているものです。
178	尼崎市自立支援協議会のあり方として、どのような方法で自立支援協議会の委員に就任するか曖昧です。身体障害者団体1つのポストではなく、肢体障がい、視覚障害、聴覚障害それぞれのポストを確保することが望ましいと考えます。	1	尼崎市自立支援協議会は、関係機関等が連携の緊密化をはかり、障害がある人に関する社会資源の情報やその支援体制に関する地域課題を共有しながら、「障害のある人もない人も地域で支え合いながら、その人らしく暮らす地域づくり」をめざして、前向きな協議をしています。そのためには、どのような会議運営が現実的であり、かつ、適切であるのか、普段から検討を加えているところです。
179	基本施策6(1)①「施設の整備・改善」に記載のある、誰もが利用しやすいスポーツ・文化施設などの整備・改善に努めますとは何を指すのか。	1	本市が所有するスポーツ施設や障害のある人の交流・活動の場となる公共施設のバリアフリー化など、引き続き、必要に応じた施設の整備・改修に努めていくことを記載しているものです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
180	本市財政が依然として非常に厳しい状況にあるというが、財政困難な事態を招いている結果として、職員についても責務はあると考えています。	1	本市では、これまで「経営再建プログラム」（平成15～19年度）や「あまがさき行財政構造改革推進プラン」（平成20～24年度）に基づき、職員の人件費の削減をはじめとする、あらゆる行財政の構造改善に取り組んでまいりました。しかしながら、本市は生活困窮に陥りやすい人が多く、さらに高齢化の進行などもあり、医療費などの経常的に支出しなければならない経費が年々増えていること、また税収面では安定的な財源となり得る個人市民税が類似の他都市と比べても少ないなどといった財政上の特性を有しています。このような厳しい本市の財政状況を考えますと、今後も引き続き、あらゆる行財政の改善に取り組んでいく必要があります。
181	市役所職員の評価制度を設けるべきだと思います。	1	本市では、平成25年度より人事評価制度を実施し、人材の育成等に取り組んでいます。
182	尼崎市障害者計画の第1期及び第2期をいただけないので、内容がわかりません。	1	「尼崎市障害者計画（第2期）・障害福祉計画（第2期）」及び「尼崎市障害福祉計画（第3期）」については、市ホームページに掲載しております。
183	障害のある人の裁判について、使える福祉施策の周知や所得に応じた費用補助のほか、遠方の裁判の場合は、居住地域で相談できるようにしてほしい。	3	ご意見にある制度や取組等については、本市はもとより、実施主体である国や県をはじめ、関係法人・機関・団体等において検討されるべきものと考えます。個々のご見解やご要望等につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
184	障害のある人が「法テラス」を利用しても健常者と同様の扱いになるため、意思疎通が難しい。また、法律相談をしても、弁護士や市役所、関係者の意見が食い違うこともあり、対応が分からないこともある。	2	
185	指定難病の医療費助成に係る対象疾患の増加によって、新たに設定された自己負担上限額では費用が発生してしまうので見直してほしい。	1	
186	児童相談所の一部の相談員については、子どもの意見より保護者等の意見を鵜呑みにするケースもあるため、適切な判断を下せるようお願いしたい。	1	
187	県の施設である「尼崎スポーツの森」の巡回バスについて、市も出資して運用改善をしてほしい。	1	
188	就労支援の工賃については、随時、どの程度の国等の財源があるのか把握できるようにして下さい。	1	
189	障害に関する事例を集め、広く一般社会の中で、どういった活動をしていくべきか考えて下さい。	1	
190	ヘルパーを利用の際に実費が多いので、調査をして時間や適応範囲を広げるべきだと思います。	1	
191	医療機関が診断を下し続けた結果、医療費等の増加によって公費を圧迫するようになってきていると考えるため、それに対する注意喚起も必要です。	1	
192	交通移動に伴うパニック障害などの対応方法や訓練を対策して下さい。	1	
193	障害のある低所得や生活保護の人には、フードバンクを1年以上はできるようにして下さい。	1	
194	身体障害者福祉センター近くの踏切は足場が悪く、歩行器や車いすの方は怖い場所なので整備してほしい。	1	

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
195	教職員の仕事が煩雑になる事が予測されますが、現在の市の財政状況を考えると、教職員の雇用は正規雇用ではなく、それをサポートする嘱託・非常勤職員など非正規雇用になると考えます。正規雇用の教職員による生徒児童への丁寧なケアによって、将来的に精神疾患にかかる人数は減少すると考えており、それに伴って市の税収も見込めるというメリットがあると考えますが、正規雇用を行うことにより市の財政を圧迫するというデメリットもあるため、相当な検討が必要と考えます。	1	ご意見にある制度や取組等については、本市はもとより、実施主体である国や県をはじめ、関係法人・機関・団体等において検討されるべきものと考えます。個々のご見解やご要望等につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
196	財源上の問題もあることから、全て理想どおりのサービス利用などは困難と考えます。その現状を当事者や家族に対して説明し、理解を求めていくことが必要ではないでしょうか。	1	
197	差別を受けているのは障害者だけではなく、場合によっては障害者自身が差別している事もあるため、自覚することが必要です。	1	
198	学校教育において道徳が教科化され、「障害者」などが盛り込まれることと思いますが、権利擁護は障害の有無に関係ないため、特別扱いすることは違うと考えます。	1	
199	ヘルパーはあくまで支援者であることを周知して下さい。	1	
200	特定の団体などに公費が流入しないようお願いいたします。	1	
201	特定の政党の講演会の方々については、福祉サービスを使って支援活動をしている場合がある。	1	
202	障害者基本法等の制定に伴い、難病患者が法制度の中に組み込まれました。今後、審議会等の場においても、難病患者の実態について理解していただけるよう、兵庫県難病団体連絡協議会としても努力していきます。	1	
203	健康寿命を延ばすためには、食事、運動、ストレス対策といった3つの面から生活を見直し、良い生活習慣を身に付けることが大切です。	1	
204	議会で決議の取れた課題や予算のついた課題は、スピーディに対応するようお願いいたします。	1	
205	委託相談窓口における相談件数と委託費用の総額を割って下さい。	1	
206	就職をする際、会社等の募集条件に年齢制限をなくして下さい。	1	
207	兵庫県立淡路景観園芸学校の「園芸療法」を尼崎市にも学んでいただけたらと思います。福祉、介護施設、看護施設、障害者施設、学校で取り入れ、障害者に園芸療法を教えてQOL（生活の質）を高めてください。	1	
208	園田地区会館の移転や保健センターの縮小の話が聞くので気になる。	1	
209	歩きタバコやゴミのポイ捨てが多いため、喫煙所やゴミ箱の設置数を増やして下さい。	1	